

# 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記の対象者に対し、要介護認定調査を実施せず、前回の認定と同じ要介護状況区分により、有効期限を従来の期間に新たに 12 カ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

## 1 対象者

- (1) 更新申請者であること
- (2) 期間延長に係る本人の同意・了解があること
- (3) 介護保険施設や病院等が入所者との面会を禁止する措置を取り認定調査が困難であることや、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、本人が対面での調査に不安を訴えている、あるいは調査を拒否する等認定調査が困難であること。

## 2 提出物

同意書(本人・家族に同意を得たうえで提出してください。)

※提出方法及び、持参物等の詳細は、介護保険証の保険者に確認してください。

## 3 面接が禁止されている介護保険施設・病院および調査拒否等している在宅等の取扱い

- (1) 新規申請・区分更新申請は、上記の臨時的取扱いの対象とはされていません。
- (2) 内容については、今後、厚生労働省からの通知等により、取扱いが変更となることがあります。

	施設入所中 (GH等を含む)	病院に入院中	在宅
更新	【臨時的取扱い】 ※従前介護度および有効期間の延長を実施	【臨時的取扱い】 ※従前介護度および有効期間の延長を実施	【臨時的な取扱い】 ※従前介護度および有効期間の延長を実施
新規	—	【調査保留】 面会が解禁されたら調査実施	【調査保留】 ※認定が遅れる旨を説明し、日程の再調整
区分変更	【調査保留】 面会が解禁されたら調査実施	【調査保留】 面会が解禁されたら調査実施	【調査保留】 ※認定が遅れる旨を説明し、日程の再調整

## 参考資料

- ・[新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて](#)(令和2年2月18日付 厚生労働省老健局老人保健課)
- ・[新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて\(その2\)](#)(令和2年2月28日付 厚生労働省老健局老人保健課)
- ・[新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて\(その3\)](#)(令和2年3月13日付 厚生労働省老健局老人保健課)
- ・[新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて\(その4\)](#)(令和2年4月7日付 厚生労働省老健局老人保健課)
- ・[新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取り扱いについて](#)(令和2年4月27日付 厚生労働省老健局老人保健課)
- ・[新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取り扱いについて\(その5\)](#)(令和3年1月29日付 厚生労働省老健局老人保健課)